

## ふじみ野市立大井東中学校 P T A 会則

### (名称)

第1条 この会は、大井東中学校 PTA と称する。

### (事務所)

第2条 この会の事務所は、ふじみ野市ふじみ野三丁目二番一号（大井東中学校）に置く。

### (目的)

第3条 この会は生徒の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図る事を目的とする。

### (活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1)学校及び家庭教育に対する理解と協力
- (2)会員の修養に関する活動
- (3)学校と家庭との緊密な連絡による生徒の校外補導
- (4)各社会教育機関との連絡・協議
- (5)その他、この会の目的達成に必要と認められる活動

### (方針)

第5条 この会は教育を本旨とする任意団体として、次の方針に従う。

- (1)児童生徒、青少年の教育・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2)特定の政党や宗教に偏る事無く、営利を目的とする行為を行わない。
- (3)この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4)学校の人事、その他の管理には干渉しない。
- (5)この会は自主独立のものであって、他のどのような団体の干渉も受けない。

### (会員)

第6条 この会の会員は、大井東中学校の生徒の保護者及び大井東中学校に勤務する常勤教職員とする。

### (役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)本部 若干名
- (4)監事 若干名
- (5)顧問 若干名(会長が推薦し総会にて承認)

第8条 役員は、会員の中から選出し総会の承認を得る。

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。年度の途中からの参加も可とする。

### (役員免除)

第10条 免除は次の通りとする。

- (1)会長、副会長、本部を経験した者は、その後永年免除される。
- (2)小学校での PTA 本部役員が重複する場合は免除される。

### (職務)

第11条 役員の職務は次の通りとする。

- (1)会長は、この会を代表し、その会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- (3)本部は、議事を記録し、金銭の出納と証票の保管にあたる。
- (4)監事役は、会の業務及び財産の状況を監査する。
- (5)顧問は会長が推薦し、この会の重要な事項の諮問に応ずる。

(総会)

第 12 条 総会は全 PTA 会員の会議であり、定期総会及び臨時総会で構成される。

- (1)定期総会を開催し、役員承認、予算決算の審議と承認、主な会務報告と活動計画の承認、会則の制定及び変更その他必要な事項について審議・決定する。
- (2)臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は、会員の5分の1以上の要求があった場合に、開くことができる。
- (3)総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。(委任状等も含む)
- (4)総会の議決は出席者(委任状等も含む)の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

(本部会)

第 13 条 本部会は必要に応じて会長、副会長、本部で開催する。なお、校長、教頭は出席して意見を述べる事ができる。

(会計)

第 14 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 15 条 この会の会費は、毎年、予算の定めるところにより決定する。

第 16 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 17 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(細則・規程)

第 18 条 この会の運営に関し、必要な細則及び規程は本部会において定め、制定、改正する場合は、次期総会にこれを報告する。

(書類)

第 19 条 この会の運営に次の帳簿を備える。

- (1)会則綴
- (2)会員名簿
- (3)役員名簿
- (4)会計簿
- (5)記録簿
- (6)領収書綴
- (7)参考綴
- (8)個人情報取扱同意書
- (9)その他

(異常事態時における対応)

第 20 条 天災・疫病事変その他不測の事由による社会情勢・学校運営の激変により、会則に則った活動が著しく不可能・不相当と認められ、総会開催が困難な場合は、PTA 会長・本部および学校の協議の上、その実情に応じた適切な判断や特例措置を講じることができるものとし、その内容については都度、会員に報告をするものとする。

附則 この会則は昭和56年5月1日よりこれを施行する。

平成20年	4月28日	一部改正
平成27年	4月24日	一部改正
平成28年	4月22日	一部改正
平成30年	4月20日	一部改正
平成31年	4月19日	一部改正
令和2年	6月22日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正